

# 平成25年度土佐清水市行政改革集中改革プラン (計画期間H22～26)

※表内の→は検討、○は結論及び実施を示す。※(新)はH25新規項目

具体的実施項目	実施時期					対 応	所 管
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1. 事務事業の見直し							
(1) 受益者負担の適正化							
◎粗大ゴミの有料化の検討	→	→	→	○		24:25年4月から粗大ゴミの有料化を実施。	環境課
(2) 市民サービス利便性の向上							
①窓口業務の利便性向上、市民にわかりやすい係への再編の検討			○	→		24:25年8月から9月に1階民生部門を再編、市民課を玄関正面配置、受付案内業務を市民課に移管、次期住民情報システムの本稼働に伴い、市民課で証明書(税証明の一部等)の発行を行うなど、交付・給付・証明事務のワンストップサービスを実施。 25:窓口サービス(各種証明書発行業務等)の一元化並びに窓口環境の改善について検討する。	24:第1作業部会 25:組織等改善協議会
②障害者総合支援法に係る窓口業務の再編について(新)				→		障害者総合支援法に係る「身体障害・知的障害・精神障害・難病」関連業務の窓口再編を検討する。	組織等改善協議会
2. 組織機構の再編、合理化							
(1) 教育行政と福祉行政の再編について							
①じんけん課と生涯学習課の再編・事務の再編	→	→	○			22:作業部会を設置し、23年4月実施を目的に検討する。 23:じんけん課・生涯学習課・中央公民館及び福祉センターを市長部局に置いて統合・再編する。教育委員会は学校教育課・教育センター・補導センターを含め再編し学校教育に専念する方向で検討する。 24:教育委員会は独立した組織であり、教育分野以外の業務を担当することは望ましくなく、一部移管の場合も人権行政の一体化が損なわれる恐れがあるとの県教委の見解および、同和問題という歴史的背景を含む人権行政は、市長部局に根幹となる課を配置し市全体で総合的に取り組むべきであるとの教育委員会の判断であり困難である。	22:第1作業部会 23:組織等改善協議会 24:教育委員会
②中央公民館の指定管理について			→	○		24:H25年4月から指定管理実施を実施。	24:中央公民館
(2) 市民センター・福祉センターのあり方について							
①市民センターのあり方の検討	→	→	→	→		H22:あり方を検討する。 H23:存続はさせるが、機能強化か合理化か本部会で方向を決定し組織等改善協議会で検討する。 H24:住民サービスの充実を図る方向で福祉センターとの再編を含め検討する。 H25:市民センター業務、あったかふれあいセンター業務、集落活動センター業務との連携によるサービス機能の充実強化について検討する。	22:第1作業部会 23:組織等改善協議会 24:第2作業部会 25:組織等改善協議会
②福祉センターのあり方の検討			→	→		H24:市民センターのあり方について、住民サービスの充実を図る方向で福祉センターとの再編を含め検討する。 H25:補助金の実態と業務量(職員数)、委託業務等の検証を行い、市民センターとの併任または派遣運営について検討する。	22:第1作業部会 23:組織等改善協議会 24:第2作業部会 25:組織等改善協議会

具体的実施項目	実施時期					対 応	所 管
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
(3) 大課制について							
①大課制の検討	→	→	○			22:作業部会を設置し、23年4月実施を目的に検討する。 23:組織等改善協議会で検討・協議する。→H24より産業部門、企画総務部門の再編を実施	22:第4作業部会 23:組織等改善協議会
②大課制の場合、補佐の権限強化及び専決規程の見直し。	→	→	○			22:作業部会を設置し、23年4月実施を目的に検討する。 23:組織等改善協議会で検討・協議する。→補佐複数制を実施	22:第4作業部会 23:組織等改善協議会
(4) 債権管理事務について							
◎債権管理事務の一元処理の検討			→	○		24:H25年4月から収納推進課を設置。税務担当の第1係、税外債権担当の第2係の2係体制とし、設置公債権・私債権の一元処理を実施。	24:第3作業部会
(5) 幼保の一元化について							
◎幼保一元化にむけた検討			→	→		24:幼保一元化について関係課で検討する。 25:幼保一元化にむけた検討をする。	24:教育委員会・福祉事務所 25:組織等改善協議会
(5) 南海地震等の専門課の設置について							
◎南海地震等の専門課の設置を検討				→		南海地震等の専門課の設置を検討する。	総務課
3. 給与等の適正化							
(1) 現業職給料表（行政Ⅱ表）について	→	→	→	→		現業職給料表（行政Ⅱ表）について、所管課（総務課）で職員組合と検討する。	総務課
(2) 人事評価制度について			→	→		試行を踏まえた制度検証と勤勉手当への反映について、人事給与制度検討委員会で検討する。	総務課（人事給与制度検討委員会）
(3) 各種手当の見直しについて(新)							
①旅費支給規程の見直しについて(新)				→		県内出張旅費日当の廃止及び宿泊料の実費精算制度の導入について、所管課（総務課）で職員組合と検討する。	総務課
4. 定員管理の適正化							
①定員総数の削減（平成22年度313名→26年度294名（19名削減））							
②定員管理計画（年度別削減計画・・・退職者の2/3補充）							
22年度退職者 8名、23年度5名補充 (3名減)	○					22年度退職者16名、23年度採用者10名補充、6名削減	総務課
23年度退職者10名、24年度6名補充 (4名減)		○				23年度退職者16名、24年度採用者11名補充、5名削減	
24年度退職者10名、25年度6名補充 (4名減)			○			24年度退職者16名、25年度採用者15名補充、1名削減 ※当面の間退職者の補充を実施中	
25年度退職者14名、26年度9名補充 (5名減)				→		定員管理計画（退職者2/3補充）の見直しの必要性について検討する。	
26年度退職者 8名、27年度5名補充 (3名減)							

具体的実施項目	実施時期					対 応	所 管
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
5. 民間委託、公共施設の管理運営							
(1) 水道事業業務の民間委託について	○	→	→	○		H22:22年度より部分的に民間委託（半島地区8施設の管理業務及び市内全域の給水・停水業務）を実施。 H24:25年度より上水を除く簡易水道の東部6施設、西部4施設の外部委託を実施	水道課
(2) 認定子ども園の設置について	○					所管で検討する→待機児童の解消が目的で本市は待機児童はなく必要な状況ではない。	福祉事務所
(3) 市街地統合保育所の公設民営化の検討について(新)				→		運営主体確保の可能性について検討する。	関係課（福祉事務所、総務課、企画財政課）
(4) 特別養護老人ホームしおさいの管理運営について(新)				→		特養施設の老朽化、個室化対策及び運営主体確保の可能性、職員の処遇等について検討する。	関係課（しおさい、健康推進課、総務課、企画財政課）
6. 経費削減等・財政健全化計画の推進							
(1) 歳入に見合う歳出の設定を基本とし住民ニーズの的確な把握による事業の厳選と費用対効果をさらに推進する。							
◎事業評価制度の導入と予算反映方法について	→	→	→	→		H22~H24:所管で見直し・検討する。 H25:事業評価マニュアルの作成並びに予算反映基準の確立について検討する。	企画財政課
(2) 未利用財産・遊休施設の売却並びに有効活用について	→	→	→	→		H22~H24:所管で検討する。 H25:未利用財産・遊休施設の売却並びに有効活用について、庁内プロジェクトチームで検討する。	H22~H24:総務課 H25:総務課・企画財政課（庁内プロジェクトチーム）
(3) 公用車の削減並びに一元管理等について(新)				→		公用車の削減並びに一元管理、低公害車・電気自動車（EV）の導入促進について検討する。	総務課
(4) 公有財産の施設別、利活用状況、維持管理状況について(新)				→		公有財産の施設別、利活用状況・維持管理状況並びに今後のあり方について、庁内プロジェクトチームで検討する。	総務課・企画財政課（庁内プロジェクトチーム）